

○事業所名

障害者支援施設 清湖園

○対象・事業内容

1.生活介護

障害支援区分3以上の人（50歳以上の方については、区分2以上）が対象者です。食事や入浴や排泄の介助から、創作活動等の活動まで。昼間を中心として、一人ひとりが自分らしく生きることを支えます。

2.施設入所支援

障害支援区分4以上の人（50歳以上の方については、区分3以上）が対象者です。主に夜間に食事や排泄の介助を行います。

3.短期入所

身体障害者・児童が対象です。

在宅介護を行う家族等が「疾病、冠婚葬祭等」により支援が困難になったとき、一時的に利用できます。

○一日の流れ・年間行事

日中はカラオケやボッチャや創作活動を楽しみつつ、リハビリにも参加します。また、秋祭りやクリスマス会といった年間行事も開催しています。

○費用

サービス利用料の1割負担（所得に応じた月額上限の設定あり）と食費・光熱水費が必要です。詳しくはお問い合わせください。

○利用手続き

市町村の福祉課へ相談いただくか、清湖園へお電話ください。

○連絡先

電話：0740-22-3490 FAX：0740-22-6228